

別紙

諮問第1708号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）に基づき、審査請求人が行った「以下2つの時点の英語スピーキングテスト（2022年11月27日実施）の前半組・後半組の小数点第3位までを明らかにした平均点を示す文書又は電磁的記録（1）受験者の評価修正（2023年2月7日発表）の反映前（2）受験者の評価修正（2023年2月7日発表）の反映後」（以下「本件請求文書」という。）の開示を求める本件開示請求に対し、東京都教育委員会が令和5年3月31日付けで行った本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関は、本件請求文書は作成及び取得しておらず、存在しないとして、本件非開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和5年7月10日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和5年8月29日に実施機関から理由説明書を、同年10月4日に審査請求人から意見書を收受し、令和6年7月24日（第249回第一部会）及び同年9月11日（第250回第一部会）の2回、審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書

及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 英語スピーキングテスト、評価の修正及び本件非開示決定について

実施機関では、都内公立中学校等に在籍する第3学年全生徒を対象として、中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J=English Speaking Achievement Test for Junior High School Students）（以下「スピーキングテスト」という。）を実施している。スピーキングテストの実施に当たっては、民間の資格・検定団体等と共同で行うこととしており、実施機関は令和元年8月21日から令和6年3月31日まで〇〇（以下「事業者」という。）と協定を締結していた。

令和4年度は、令和4年11月27日を本試日、同年12月18日を予備日としてスピーキングテストを実施し、各受験者の解答音声データにより採点、評価を行った。

スピーキングテストの都立高校入試への活用等に向けて万全を期すため、事業者がテスト受験者全ての解答音声データ等を再確認したところ、8名の解答音声データの一部に、一定の機械音のみが録音され、解答音声を確認できない箇所があることが判明した。当該音声データに該当する受験者について、バックアップの解答音声データにより、再度採点を行い、評価を修正し、令和5年2月7日に報道発表した。

本件請求文書は、スピーキングテスト評価修正前後の全受験者（前半組、後半組）の小数点第3位までの平均点を明らかにした文書又は電磁的記録である。

実施機関は、本件開示請求に対し本件請求文書は作成及び取得しておらず、存在しないとして、本件非開示決定を行った。

イ 本件請求文書の不存在の妥当性について

審査請求人は、「受験者が7万人超である事実を踏まえれば、ESAT-Jの平均点を手作業ではなくExcel等で電子的に集計・算出したことは明らか」であって、表示桁数を1桁増やすだけで確認可能な平均点の小数点第3位を「作成及び取得」していないという実施機関の非開示理由は不当である旨主張する。

審査会において、実施機関が事業者と取り交した協定書、覚書及び要項を入手して確認したところ、事業者が採点処理、データ集計及び成績処理業務の役割を担い、当該年度のスピーキングテスト実施後の検証報告書を作成することとなっていることが確認された。

審査会が事務局職員をして確認させたところ、令和4年度のスピーキングテストにおいては、令和5年1月11日作成「令和4年度本試験結果報告書-速報版-」、同年1月31日作成「令和4年度本試験結果報告書-追加資料-」、同年3月16日作成「令和4年度本試験結果報告書-速報版-」及び同年3月31日付「令和4年度「中学校英語スピーキングテスト」最終報告書」が事業者から実施機関に対し提出されていることが確認された。また、評価の修正に当たり、実施機関が事業者に評価修正対象者全8名分の情報をヒアリングして作成した「評価の修正対象者名簿」があることが確認された。

さらに、実施機関の説明によると、事業者が採点・成績処理の役割を担っていることから、事業者から提出された報告書や、必要に応じて事業者に口頭で行った問合せにより、実施機関にとって必要な情報が収集できたため、本件請求文書に係るExcel等のデータを保有する必要がなかったとのことである。

これらを踏まえ、審査会において事業者から提出された報告書及び実施機関が作成した資料を見分したところ、平均点が記載されている部分についてはいずれも小数点第1位又は第2位までとなっており、小数点第3位までを明らかにしたものはなかった。また、協定書、覚書及び要項のいずれにおいても実施機関が事業者に対し、Excel等のデータの提出を求める旨の記述はないことから、実施機関が本件請求文書に係るExcel等のデータを保有する必要がなかったとの主張は不合理であるとはいえない。

以上により、実施機関において本件請求文書は作成及び取得しておらず、存在しないとする説明に不自然、不合理な点は認められず、本件開示請求に対し、不存在を理由に非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子、松前 恵環